

一般社団法人群馬県旅行業協会 定款

一般社団法人 群馬県旅行業協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人群馬県旅行業協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、旅行業の健全な発展に資するため、旅行業務等に関する取引の公正の確保及び旅行サービスの向上等を図るとともに、会員相互の連絡協調につとめ、旅行の促進と観光事業の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行業者及び旅行業者代理業者(以下、「旅行業者等」という。)が取り扱った旅行業務に関する苦情の解決
- (2)旅行業務に関し正会員と取引をした者に対する一般社団法人全国旅行業協会が行う弁済業務の事務代行
- (3)旅行業務の取扱に従事する者に対する研修
- (4)旅行業務の適切な運営を確保するための旅行業者等に対する指導
- (5)旅行業務に関する取引の公正の確保または旅行業の健全な発展を図るための調査、研究および広報
- (6)その他、旅行業法の規定により本会が行う業務
- (7)旅行業に関する業務の改善
- (8)旅行需要の拡大、人材育成
- (9)旅行業に関する情報の収集、会員並びに一般への提供、広報
- (10)観光に関する関係官公署、各種団体等との連絡協調
- (11)関係官公署、各種団体等に対する意見の具申
- (12)社会貢献のための事業
- (13)その他、本会の目的を達成するために必要な業務

第3章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 群馬県知事登録の旅行業者で、協会の目的に賛同して入会したもの
- (2)協定会員 本会の事業を協定するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会の拒否)

第7条 本会の会員になろうとする者が、次の各号の一に該当するときは入会を拒否する。

- (1) 本会において除名処分を受けた者
- (2) 役員の中に、本会において除名処分を受けた者がいる場合
- (3) その他拒否すべき正当な事由があるとき。

(入会金及び会費の納入)

第8条 正会員は、入会金、金30万円及び年会費、金2万4,000円を納入しなければならない。

2 前項の会費は、毎年5月31日までに納入しなければならない。ただし、新たに入会した者にあつては、入会と同時に納入するものとする。

3 協定会員は、入会金、金2万円及び協定年会費、金1万5,000円を納入しなければならない。

4 既納の入会金、会費、協定会費は、返還しないものとする。

(資格喪失)

第9条 正会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

- (1)退会したとき。
 - (2)除名されたとき。
 - (3)旅行業の登録を抹消されたとき。
 - (4)本会が解散したとき。
 - (5)会費を当該年度中に納入しなかったとき。
 - (6)全ての正会員の同意があったとき。
2. 協定会員は、会費を1年以上納付しなかったときは、その資格を失う。

(退会)

第10条 会員は、退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

(退会勧告)

第11条 正会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の決議によって退会を勧告することができる。

- (1)会費の納付を怠ったとき。
- (2)正当な理由なく、総会又は理事会の決議に基づく報告を怠ったとき。
- (3)会長の行う口頭注意又は文書警告に従わなかったとき。

(除名)

第12条 正会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、その正会員に対し、総会の日から一週間前までに、理由を付してその旨を通知し、総会において決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1)本会の名誉を傷つけ、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2)定款又は総会の議決を無視する行為があったとき。
- (3)旅行業法第22条の6第3項の規定に違反したとき。
- (4)第7条に定める入会拒否事由に該当することが判明したとき。
- (5)その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員の資格を喪失した者は、会員としての一切の権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. 会員の資格を喪失した者は、すでに納付した入会金、会費、及びその他本会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 前項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、一般法に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

(種類及び開催)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2. 定時総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3. 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、すべての正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した文書をもって、臨時総会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の目的である事項及びその内容、日時、場所、その他法令で定める事項を示して開会の日の1週間前までに書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって、議決権を行使することができる」とされた場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は総会に出席した正会員のうちから選出する。

(議決権)

第19条 正会員は総会において各1票の議決権を有する。

(決議)

第20条 総会の決議は、すべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の一部の免除
- (4) 定款の変更
- (5) 資金の借入(その事業年度の収入をもって償還する短期の借入を除く。)
- (6) 解散
- (7) 事業の全部の譲渡
- (8) その他法令で定められた事項

(書面決議等)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は本会の議決権を有する他の正会員1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に署名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上16名以内
 - (2) 監事 2名以内
2. 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事及び14名以内を業務執行理事とする。
3. 会長、副会長、専務理事をもって一般法上の代表理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、正会員(法人の場合にあつては、会員代表者又は会員代表者が指定する者)及び学識経験者のうちから総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事のうち1名は、正会員のうちから選任する。

4 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員職務及び権限)

第25条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して協会の会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を構成して会務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第27条 役員任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するまでとする。

3 補欠により就任した監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員解任)

第28条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、すべての正会員の半数以上であって、すべての正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 常勤の役員の報酬は、総会の決議により別に定める。

(顧問)

第30条 本会に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の事業遂行上必要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第6章 理事会

(設置)

第31条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか次の職務を行う。

(1) 総会に提出する議案の決定

(2) 総会より委任された事項の決定

(3) 前2号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長、専務理事及び業務執行理事の選定又は解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事から理事会の目的である事項を記載した文書をもって、理事会の招集の請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の1週間前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(業務の報告)

第37条 代表理事及び業務執行理事は、自己の職務の執行状況を、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第7章 委員会

(委員会)

第39条 本会に第4条に定める事業の円滑な運営を図るため、次の委員会を置くものとする。

- (1) 苦情の処理に関する委員会
- (2) 弁済業務に関する委員会
- (3) 旅行者等の指導業務に関する委員会
- (4) 研修に関する委員会
- (5) 調査・広報・緊急事故対応に関する委員会
- (6) 旅行業務の適正な運営・改善に関する委員会

2 必要に応じて理事会の承認を得て、前項に規定する委員会以外の委員会を置くことができる。

3 委員会に関する必要事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

4 委員会の委員は会長が委嘱する。

第8章 事務局

(設置等)

第40条 本会に、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局に関する規定は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備え置き)

第41条 事務局には、次に掲げる書類及び帳簿を常に備え置く。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 総会及び理事会の議事に関する書類
- (6) 第46条第1項第1号から第6号に掲げる書類
- (7) 監査報告
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第43条 本会の資産は、会費、入会金、事業に伴う収入、その他の収入をもって構成する。

(資産の管理)

第44条 本会の資産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(経費の支弁等)

第45条 本会の経費は、資産を持って支弁する。

2 本会の事業年度毎における剰余金は、これを翌年度に繰り越すものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了とともに、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書(作成を要する期間に限る。)
- (4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、その年度終了後3ヶ月以内に承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(事業計画及び予算)

第47条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、定時総会の決議を得なければならない。

第10章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(清算人)

第50条 本会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めるときは理事以外の者から選任することができる。

(残余財産の処分)

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 本会は剰余金の分配を行うことができない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 雑則

(制裁)

第53条 会員が、法令又は定款等の違反行為があったときは、会長は口頭注意及び文書警告をもってその行為を戒め、改善がみられないときは、第11条に定める退会勧告並びに第12条に定める除名をもって制裁することができる。

(細則の制定)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の運営上必要な細則は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. 本会の最初の会長は武井哲郎、副会長は山口剛、専務理事は澤浦敏夫とする。

平成25年4月1日

当法人の定款に相違ない。

一般社団法人群馬県旅行業協会
代表理事 武井哲郎